

事 案 一 覧 表

申請種別：乗合バスの上限運賃変更

平成28年1月26日
自動車局旅客課

諮問いたしたい事案
西肥自動車(株) (長崎県・北九州ブロック)

目 次

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容	1
西 肥 自 動 車 (株) (長崎県・北九州ブロック)	
申請事業者の概要	2
上限運賃改定申請の概要	3
参考資料	4
「説明及び意見を聴く会」の開催について	15

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容

事業者名	西肥自動車株式会社	
前々回改定実施年月日	平成9年12月1日	
前々回平均値上率	7.6%	
前回改定実施年月日	平成26年4月1日 《消費税引き上げ(5%→8%)分転嫁》	
前回平均値上率	2.8%	
現行上限運賃と改定運賃の比較	現行上限運賃	申請上限運賃
キロあたり賃率	33円94銭	38円20銭
初乗り運賃	150円	170円
平均改定率	12.7%(実施運賃平均改定率11.7%)	
申請年月日	平成27年12月18日	
実施予定日	平成28年4月1日	

北九州ブロック

西肥自動車株式会社

(1) 申請事業者の概要 (平成26年度)

代表者名	資本金 (百万円)	株 主 (%)	事業収入ウエイト及び経常収支率			
			事業別	規 模	収入ウエイト	収支率
代表取締役 かわぐち ひろき 川口 博樹	95 百万円	①普通株式 1. (株)福岡キャピタルパートナーズ 53.1 2. 西日本鉄道(株) 10.1 3. (株)福岡銀行 4.8 4. (株)親和銀行 4.8 ②優先株式 1. (株)福岡銀行 100.0	一般路線 (本土)	193 両	46.7 %	89.2 % [99.3 %]
			一般路線 (みなし)	25 両	0.4 %	37.7 % [109.8 %]
			一般路線 (五島)	43 両	2.8 %	47.5 % [96.0 %]
			一般路線 (高速)	18 両	9.8 %	97.8 %
			一 般 貸 切	42 両	14.1 %	100.5 %
			そ の 他		26.3 %	129.0 %
			内そ の 不 動 産 事 業		11.2 %	182.1 %
			の 受 注 広 告 事 業		1.2 %	196.8 %
			訳 他 { そ の 他 事 業		13.9 %	101.9 %
			全 事 業		100.0 %	96.5 % [105.1 %]

※ 一般路線運送収入 2,626,600 千円
 総従業員数 536 名
 配当 無配

※ () 内は補助金込み収支率

(2) 上限運賃改定申請の概要

西肥自動車株

項目	現行運賃	申請運賃
普通旅客運賃 改定申請内容	対キロ区間制 基準賃率 33円94銭 初乗運賃 150円	対キロ区間制 基準賃率 38円20銭 初乗運賃 170円
	遠距離逓減率 2.0 kmまで基準賃率の 2.00 倍	遠距離逓減率 2.0 kmまで基準賃率の 2.00 倍
	2.0 kmを超え 10.0 kmまで基準賃率の 1.00 倍	2.0 kmを超え 10.0 kmまで基準賃率の 1.00 倍
	10.0 kmを超え 20.0 kmまで基準賃率の 0.90 倍	10.0 kmを超え 20.0 kmまで基準賃率の 0.90 倍
	20.0 kmを超え 30.0 kmまで基準賃率の 0.80 倍	20.0 kmを超え 30.0 kmまで基準賃率の 0.80 倍
	30.0 kmを超える部分 基準賃率の 0.70 倍	30.0 kmを超える部分 基準賃率の 0.70 倍
平均値上率	(前回改定) 2.8 % (前々回改定) 7.6 %	12.7 %
備考	前回改定年月日 平成26年4月1日 前々回改定年月日 平成9年12月1日	申請年月日 平成27年12月18日

※ 現行定期運賃(1ヶ月)の計算方法

通勤: 普通旅客運賃(基準運賃額) × 推定乗車回数(60回) × [1-割引率(540円まで35%、550円以上40%)]

通学: 普通旅客運賃(基準運賃額) × 推定乗車回数(60回) × [1-割引率(540円まで40%、550円~690円80%、700円以上90%)]

※ 改定定期運賃(1ヶ月)の計算方法

通勤: 同上・変更なし

通学: 同上・変更なし

西肥自動車(株)の上限運賃改定に係る参考資料

I. 一般事項

1. 今回の運賃改定の申請に係る地元の反響

申請当日の12月18日（金）に、佐世保市政記者クラブへ記者発表を行ったところ、12月19日（土）及び12月23日（水）、1月9日（土）の朝刊紙面で新聞3紙が申請の事実を報道した。

【別紙1参照】

その他、新聞1紙及び放送局2社から取材があったが、報道はされていない。

また、報道や当社HPプレスリリース掲載について、利用者からの反響は無く、1月19日（火）の時点で改定後の区間運賃についての問い合わせはない。

なお、会社所在地である佐世保市にて、乗合バス事業者の上限運賃変更認可申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」を2月2日（火）に開催する予定である。

2. 住民の運賃改定に関する負担感等について

(1) 主要区間での鉄軌道との比較（現行、改定後）

九州旅客鉄道株式会社（南部方面で併行）					松浦鉄道株式会社（北部方面で併行）				
種別	区間	料程	現行運賃	改定運賃	種別	区間	料程	現行運賃	改定運賃
鉄道	佐世保駅～ ハウステンボス駅	13.6km	280円	—	鉄道	佐世保駅～佐々駅	20.6km	500円	550円
バス	佐世保駅前～ ハウステンボス	14.6km	500円 (1.79倍)	580円 (2.07倍)	バス	佐世保駅前～ 佐々バスセンター	14.9km	500円 (1.00倍)	550円 (1.00倍)
鉄道	佐世保駅～川棚駅	22.5km	460円	—	鉄道	佐世保駅～ たびら平戸口駅	46.0km	1,220円	1,340円
バス	佐世保駅前 ～川棚バスセンター	23.5km	760円 (1.65倍)	840円 (1.83倍)	バス	佐世保駅前～ 平戸口棧橋	46.6km	1,200円 (0.98倍)	1,350円 (1.01倍)

※当社の改定運賃は実施運賃額、松浦鉄道の改定運賃は予定額

(2) エリア内各事業者の概要【別紙2参照】

Ⅱ. 会社の状況

1. 経営方針としての乗合バス事業の位置づけについて

経常収入において全業に占める一般路線（本土乗合）乗合バス事業の割合は46.7%で収入面では基幹事業となっているが、収益面では赤字基調であり、国・地方自治体からの補助金や黒字の不動産事業等の関連事業の内部補助により支えている実情にある。依然として人口減少が続いている状況で地方自治体の財政状況も逼迫しており、地方バス路線の維持継続の為には、乗合バス事業自体の収支改善が、喫緊の課題となっている。

2. 今回の改定を契機とした合理化策について

嘱託運転士制度（新規採用・再雇用）の採用による人件費の抑制、予備車の削減、車両延命による車両代替の抑制、中古車購入による車両購入費の抑制、全車両に導入したデジタルタコグラフ及びドライブレコーダーを活用した全社を挙げてのエコドライブ・運行の安全性向上への取り組み、平成14年に日本初の共通ICバスカードとして導入した「長崎スマートカード」の乗降・利用履歴データ集積による効率的なダイヤ編成等、諸施策を実施している。上記に加え、主要運行エリアである佐世保市において平成27年6月に地域公共交通網形成計画を策定し、利便性を維持した持続可能なバス事業の実現に向けて地域公共交通再編実施計画の協議の中で検討を行っている。

3.乗客サービスの充実、バリアフリー対策等快適なバス利用促進のための施策について

- (1) インターネットによる詳細な時刻・運賃問い合わせサービスを提供し、利用促進を図っている。
- (2) 敬老フリー定期券「リフレッシュパス65」を導入し、高齢者の利用促進を図っている。
- (3) 夏休み限定小児割引定期券「夏休みキッズパス」を導入し、小児の利用促進を図っている。
- (4) 車両の個別管理を徹底することで車両延命により車両購入費を抑制する一方、ノンステップバス・ワンステップバスなどの導入を積極的に進め、快適にバスを利用できる環境を整備する。
- (5) 改定後の運賃はホームページの他に、バスターミナルや主要バス停での掲示等を通じて分かりやすい告知を進める。

4. 安全対策の基本方針について

(1) 次の安全に関する基本方針等を掲げている。

①基本方針

『安全は全てに優先する』

～私たち西肥バスは、お客様を目的地まで「安全」かつ「快適」に輸送することが最大の使命です～

②安全方針

1. 輸送サービスを提供するあらゆる場面においてお客様の安全を最優先に考え行動することにより、輸送の安全を確保します。
2. 輸送の安全に関する関係法令及び社内規程（マニュアル含む）に定められた事項を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行します。
3. 輸送の安全を確保するための社員教育及び研修・管理・コミュニケーションの強化、当事者意識の醸成に努めます。

(2) 具体的取組み（平成26年度）

- 車内事故防止対策として、「発車します。お気をつけください」の肉声アナウンスの励行及び着座確認の徹底を点呼時に運行管理者より指示し、指示内容に対する復唱点呼を運転士に行わせている。さらに、車内事故防止強化月間を設定し、意識づけのために「すべての発車・停車時に安全確認を確実にを行い完全輸送に徹します」のステッカーを全車両のダッシュボードに貼り付けている。
- 営業所単位での運転士集会（小集団活動）・会議体に安全管理部門の担当も出席し、現場との意見交換を行っている。
- ヒヤリ・ハット情報、事故多発エリアを基にしたハザードマップの作成等による安全対策を講じている。

- 安全マネジメント委員会を開催し、運輸安全マネジメントの取組みに関し、目標および達成状況の共有を行った。(2回開催)
- 経営トップによる営業所巡視を実施し、安全運転や事故防止について現場との意見交換を行った。(全6営業所、延べ21回実施)
- ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフを活用し、円滑な事故処理、事故原因の分析による運転士への指導教育を行っている。
- 運行管理者による主要停留所での運転士の安全行動チェックを行った。(13回実施)
- 実車添乗指導等により、運転姿勢や心構えについて指導・教育し、基本に忠実な運転操作を実行させている。(実車添乗指導16名、事故惹起者研修35名、重点指導対象者への特別指導64名ならびにトレーニング67日実施)
- 整備管理者による運行前点検立会指導を、全6営業所、延べ96回実施した。
- 運行管理体制の徹底を図る為、営業所内部監査を実施。(全6営業所、延べ6回実施)
- 運転士に対して、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させ、安全運転に対する意識を高めるとともに、所属長によるフォローアップ指導を実施。87名が受診。
- 警察署と合同で「高齢者交通安全教室」を開催し、地域の老人クラブ等において車内事故の撲滅等に努めた。(1地区1回開催)

(3) 輸送の安全に関して実施した教育及び研修（平成26年度）

- 営業所長研修会を毎月第3火曜日に開催し、運行管理における業務内容の確認・運輸安全マネジメントの理解及び浸透促進を図った。
- 運行主任研修会を毎月第3・4金曜日に開催し、運行管理に関する報告及び事故検証等を行うとともに、運行管理情報の共有化を図った。
- 外部講師による運行管理者研修会を開催し、運行管理者（補助者）に対し、事故予防の安全習慣と効果的指導法についての研修を実施した。
- サービス業への意識改革について浸透促進及び事故防止への基本動作の確認の為、運転士基礎動作を実技として実施した。（25名が受講）
- 新規採用運転士に対し西肥バスの従業員として、社内規則及び社会的行動規範を形成し、バス運転者としての職責を理解するとともに、安全意識の醸成と運転・接客技術を習得させる運転士登用研修を実施した。（13名受講、研修・教育期間は約60日）
- 入社後フォロー研修により、配属後2年を経過した運転士に対してバス運転士としての心構えと運転技術の基本を再確認させた。（9回実施）

- 高速バス運転士登用時に、高速バス乗務員として乗務するにあたっての机上及び実技訓練を実施した。(38名受講)
- 運転士数名で構成される組のリーダー(組長)に対し、個別面談形式による組長研修を行い、常にリーダーとしての自覚を持ち、車両の保守等を含め運転士の模範となるべく言動・指導を行うよう伝達した。
- 全運転士を対象とした運転士研修会を開催し、事故防止及び接客接遇面の向上に関する研修を実施した。事故防止については、車内啓蒙案内の重要性と着座確認を含めた確認の徹底に重点を置き、接客接遇面においては、お客様第一の精神で相手の立場に立った接遇で利用者(地域)から信頼されるよう意識をもって行動するよう研修を行った。(29回開催)
- 有責事故惹起者に対し事故惹起者研修を行い、机上にて事故原因の徹底究明・再発防止に向けた研修、実技による基本動作の確認研修を実施した。(35名受講)

(4) 役職者及び指導員による添乗指導を延べ1,657回実施した。不良者については各営業所運行管理者による個人指導を実施し、安全面、サービス面の質の向上に努めている。

5. 過去1年間における大きな事故

事故件数 死傷事故2件、車内事故3件、計5件

Ⅲ. 地方路線維持の状況

1.赤字路線に対する対策、関係自治体との協働、連携の状況について

(1) 広報啓発（平成26年度）

- ・小学生を対象とした「バスの乗り方・交通安全教室」を開催。「交通安全教室」、「クイズ大会」、「バスの乗り方教室」の3つのメニューを実際のバスを使用して実施している。（1校1回開催）
- ・ダイヤ改正時に佐世保市内において、従業員がポスティングにより各地区の最寄バス停時刻表の配布を行った。（14地区2回実施、時刻表約27,000部配布）
- ・地元幼稚園等の協力を得て、園児の描いた絵をバス車内に展示する「ギャラリーバス」を実施した。（8施設6回実施）
- ・七夕の時期に、当社従業員による装飾を施した「デコレーションバス」を運行した。（2台運行）
- ・自社ホームページにおいて、毎月の路線沿線でのイベントを「おでかけ情報」として掲示している。

(2) 佐世保市と連携したイベント事業の実施（平成26年度）

・させぼ公共交通ふれあいフェスタ

- ①バスの運転席体験：廃車バスの運転席部分を再利用したバス運転席を自社で作製し、子供を中心に運転者の制服を貸し出し、記念撮影や模擬運転体験を楽しんで頂いた。
- ②高速バス試乗会：実際に運行している高速バスの車両を使用し、バスガイドによる地元案内とともに高速バスの試乗を楽しんで頂いた。
- ③共通1日乗車券：当社バスと佐世保市共通局・松浦鉄道で利用できるイベント当日限り有効の佐世保市内限定の1日乗車券の発売を行った。
- ④ペーパークラフト：子供を中心に当社一般路線バスのペーパークラフトを配布した。
- ⑤グッズ販売：廃車バスから取り外した方向幕や運賃表示機等の販売を行った。
- ⑥バス車体の歴史：自社バスの写真を用いてバス車体の変遷説明図を掲示した。

2.地方自治体が行っている助成内容と自治体との協調について

- ・路線の休廃止状況、みなし4条の状況、地方自治体による支援状況

(1) 路線休廃止（平成25年度以降）

- ①平成25年9月30日、平戸市の中野線を廃止。（生月自動車(有)に路線移管）
- ②平成26年3月31日、有田町内のコミュニティバス路線を一部廃止。
（デマンドタクシーに運行移管）
- ③平成27年4月30日、佐世保市のハウステンボス園内の一部区間を廃止。
（無料ゾーンの有料化に伴いハウステンボス側より要請）

(2) 国庫補助路線

- ・平成25年度実績：補助額33,917千円
＝16,835千円（国）＋9,889千円（長崎県）＋7,193千円（佐賀県）
（13路線）
- ・平成26年度実績：補助額41,031千円
＝19,988千円（国）＋11,870千円（長崎県）＋9,173千円（佐賀県）
（12路線）

(3) みなし4条路線

- ・平成25年度実績：補助額32,203千円（3市8路線）
- ・平成26年度実績：補助額35,892千円（3市8路線）

(4) 地方自治体による支援状況

①国庫補助路線に対する補助

- ・平成25年度実績：補助額58,078千円（5市2町8路線）
- ・平成26年度実績：補助額90,339千円（5市2町7路線）

②不採算路線に対する欠損補助

- ・平成25年度実績：補助額77,187千円（1県4市8路線）
- ・平成26年度実績：補助額65,910千円（1県4市7路線）

(5) コミュニティバスの運行委託による欠損補助

- ・平成25年度実績：補助額43,513千円（2市1町）
- ・平成26年度実績：補助額36,665千円（2市1町）

「説明及び意見を聴く会」について

趣 旨

国土交通省自動車局では、道路運送法第9条第1項に基づき事業者から申請された乗合バスの運賃改定事案(以下「申請事案」という。)について適正な審査を行うことを目的として、当該申請事案に係る乗合バス路線の利用者から意見を聴くため、「説明及び意見を聴く会」を開催することとしています。

これは、消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成24年7月20日一部改定)において、「公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保」が明記されるなど、運賃改定審査の過程で、可能な限り公聴会の場を設定することが求められていることを踏まえ、実施しているものです。

消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成24年7月20日一部改定)(抜粋)

【具体的施策】1(2)ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
67-2	<p>公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組めます。</p> <p>② <u>公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保</u></p>	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等所管省庁	速やかに着手し、継続的に実施します。

長崎市内乗合バス事業者の運賃改定申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」の開催について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

九州運輸局同時配布

平成28年1月13日

自動車局
旅客課

乗合バス事業者（西肥自動車株式会社株式会社）の上限運賃変更認可申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」の開催について

国土交通省自動車局では、道路運送法第9条第1項に基づく乗合バスの上限運賃変更認可申請事案（以下「申請事案」という。）について適正な審査を行うことを目的として、当該申請事案に係る乗合バス路線の利用者から意見を聴くため、「説明及び意見を聴く会」を開催することとしています。

今般、昨年12月18日に申請された佐世保市内の西肥自動車線の申請事案に係る「説明及び意見を聴く会」（事務局：九州運輸局自動車交通部旅客第一課）を下記のとおり開催することとしましたので、お知らせします。

なお、本会は公開で行い、傍聴が可能です。

記

1. 実施日時・場所

日時：平成28年2月2日（火）18：00～20：00

場所：佐世保市労働福祉センター（別紙1参照）
佐世保市稲荷町2番28号（TEL 0956-32-8929）

2. 対象者

利用者 定員80名

3. 開催内容

- ・申請事業者（西肥自動車線）から参加した利用者に対する申請事案の内容の説明
- ・参加した利用者からの意見の陳述（事務局による書面提出意見の読み上げを含む。）

4. 参加申込方法（利用者向け）

- ・意見を述べようとする方又は傍聴を希望する方は、参加申込票（別紙2）を記入し、FAX、郵送又はE-mailでお申し込みください。
- ※取得した個人情報については、本件に係るご連絡以外には使用いたしません。

5. 書面による意見提出方法（利用者向け）

- ・書面による意見を提出する方は、次の事項を添えて、FAX、郵送又はE-mailで提出してください。

【必要項目】 ①住所 ②氏名 ③電話番号 ④意見

※頂いた情報については、利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

6. 申込・提出先

〒812-0013
福岡市博多区博多駅東2丁目11-1 福岡合同庁舎新館
九州運輸局自動車交通部旅客第一課
【FAX】092-472-3616
【E-mail】jidoohshakohtsu-k63nh@qst.mlit.go.jp

7. 申込・提出期限

・平成28年1月29日（金）17：45まで
（郵送の場合は平成28年1月29日（金）必着分まで）

8. 発言時間

- ・意見を述べる時間は1人5分程度とさせていただきます。
- ※本会は、広く利用者の意見を聴く場ですので、討論にわたる発言はご遠慮願います。

9. 取材申込方法（マスコミ向け）

- ・取材を希望される場合は、取材登録票（別紙3）を記入し、平成28年1月29日（金）17：45までに以下の問い合わせ先（事務局）に、FAX又はE-mailでご登録ください。
- 【FAX】092-472-3616
【E-mail】jidoohshakohtsu-k63nh@qst.mlit.go.jp

10. ご意見の取扱い

- ・「説明及び意見を聴く会」で陳述された利用者からの意見及び書面提出意見については、今後予定されている、国土交通大臣の諮問機関である運輸審議会の審議の際に、自動車局旅客課から報告いたします。

11. その他

- ・意見を述べようとする方において、当該事案の申請書及びその他関係書類について閲覧を希望される場合は、事務局（下記参照）へてご連絡ください。

プレス発表に加えて、西肥自動車のHP、バスターミナルにて広報を実施。また長崎新聞に記事が掲載された。【別紙1③参照】